

第6部

地域生活支援事業

## 1 地域生活支援事業の概要

### (1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

### (2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。富山市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

表6-1 実施する地域生活支援事業の種類

区 分		実 施 事 業
必 須 事 業	相 談 支 援 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援事業</li> <li>・ 障害児等療育支援事業</li> <li>・ 地域自立支援協議会</li> <li>・ 相談支援機能強化事業</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業</li> </ul>
	コミュニケーション 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者設置事業</li> <li>・ 手話通訳者派遣事業</li> <li>・ 要約筆記者派遣事業</li> </ul>
	日常生活用具給付等事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	そ の 他 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センター</li> <li>・ 訪問入浴サービス事業</li> <li>・ 日中一時支援事業</li> <li>・ 自動車運転免許取得助成事業</li> <li>・ 自動車改造助成事業</li> <li>・ 生活支援事業</li> <li>・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</li> <li>・ 点字・声の広報等発行事業</li> <li>・ 奉仕員養成研修事業</li> </ul>

---

---

## 2 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。なお、本事業とは別に、市内に32か所ある地域包括支援センターにおいて、障害のある人の相談にも応じます。

### (1) 障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業

社会福祉法人等に障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業を委託し、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、あわせて、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施します。

本市の障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業は、現在の8か所の事業所によって実施できると考えます。

### (2) 富山市障害者自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害のある人を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たす富山市障害者自立支援協議会を平成19年度に立ち上げ、地域の関係機関の連携強化に努めています。

### (3) 相談支援機能強化事業

障害者相談支援事業を委託した社会福祉法人等に、相談支援専門員として精神保健福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援機能強化を図っており、今後もこの事業を継続して実施していきます。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

#### ① 利用実績

直近3年間において、市が成年後見の申立てをしたのは、年間2件から3件です。

表6-2 成年後見制度申立て利用実績

単位：件

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
利用件数	2	2	3

## ② 見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、表6-3のとおりとします。障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、成年後見制度利用支援事業の普及に努めます。

表6-3 成年後見制度申立て利用見込量

単位：件

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用見込量	3	4	4

## 3 相談支援事業以外の必須事業

### (1) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

#### ① 第2期計画と実績

コミュニケーション支援事業の第2期計画と実績は、表6-4のとおりです。なお、障害者福祉プラザに手話通訳者が常駐しています。

表6-4 コミュニケーション支援事業の第2期計画と実績

単位：人／月

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業利用者数	45	31	50	31	55	31
要約筆記者派遣事業利用者数	5	1	8	4	10	5
合 計	50	32	58	35	65	36

#### ② 見込量

見込量は、過去の実績から算出しました。

表6-5 コミュニケーション支援事業の見込量

単位：人／月

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業利用者数	32	33	34
要約筆記者派遣事業利用者数	6	8	10
合 計	38	41	44

### ③ 見込量の確保策

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業については、富山市聾唖福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。障害者福祉センターで実施している手話通訳者設置事業については、その運営体制の充実を図る方向で検討していきます。今後は、富山県聴覚障害者センターと連携を図りながら、障害のある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

## (2) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されました。障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

### ① 第2期計画と実績

日常生活用具給付件数の第2期計画と実績は、表6-6のとおりです。ストーマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

表6-6 日常生活用具給付件数の第2期計画と実績

単位：件／月

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	3	3	3	2	3	4
自立生活支援用具	5	5	5	6	5	5
在宅療養等支援用具	4	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	8	6	8	8	8	8
排泄管理支援用具	580	635	580	619	580	650
居宅生活動作補助用具	1	1	1	2	1	2

② 見込量

計画期間の見込量は表6-7のとおりとし、利用者のニーズに応じて給付します。

表6-7 日常生活用具給付件数の見込量 単位：件/月

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	4	4	4
自立生活支援用具	5	5	5
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	8	8	8
排泄管理支援用具	650	650	650
居宅生活動作補助用具	2	2	2

(3) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害がある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

① 第2期計画と実績

移動支援事業は、利用者数、利用延時間数とも計画を下回っています。

表6-8 移動支援事業の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人)	30	23	35	29	40	35
利用延時間(時間/月)	120	68	140	91	160	109

② 見込量

移動支援事業を利用していた視覚障害のある人は、同行援護を利用することになることを勘案し、次のように算出しました。

表6-9 移動支援事業の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	35	40	45
利用延時間(時間/月)	105	120	135

③ 見込量の確保策

移動支援事業の利用のしくみを継続し、障害のある人の外出、社会参加を支援していきます。

#### (4) 地域活動支援センター

障害のある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターは、従来の障害者デイサービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当します。

##### ① 第2期計画と実績

地域活動支援センターの利用者数は計画を上回っていますが、利用延時間は計画を下回っています。

表6-10 地域活動支援センターの第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	17	18	18	17	20	14
利用者数(人)	328	442	340	391	358	381
利用延時間(時間/月)	7,216	3,463	7,480	3,309	7,876	3,001

##### ② 見込量

地域活動支援センターの利用者数は、第3部の表3-8の日中活動系サービス利用量の見込みを基にして算出しました。

表6-11 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数(か所)	14	14	14
利用者数(人)	383	385	388
利用延時間(時間/月)	3,830	3,850	3,880

##### ③ 見込量の確保策

地域活動支援センターについては、見込量を確保できると考えます。

## 4 任意事業

### (1) 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として整備法により位置づけられ、平成24年度から施行されます。障害のある人の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担う基幹相談支援センターを平成26年度までに1か所設置する方向で検討します。

### (2) 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

#### ① 第2期計画と実績

第2期計画期間中に訪問入浴サービス事業の提供事業者が増加しましたが、利用者はあまり増加していません。

表6-12 訪問入浴サービス事業の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	1	3	1	4	1	5
利用者数(人)	5	2	5	3	5	4
利用延回数(回/月)	20	8	20	9	20	12

#### ② 見込量

訪問入浴サービス事業の見込量は、表6-13のとおり見込みました。

表6-13 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数(か所)	5	5	5
利用者数(人)	5	5	6
利用延回数(回/月)	15	15	18

### ③ 見込量の確保策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所によって、見込量は確保できると考えます。

## (3) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、障害のある人に日中活動する場を設ける事業です。

### ① 第2期計画と実績

平成22年度および平成23年度の日中一時支援事業の実績は、計画を上回った数値で推移しています。

表6-14 日中一時支援事業の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	27	27	27	29	27	30
利用者数(人)	130	129	140	157	150	185
利用延回数(回/月)	390	351	420	450	450	531

### ② 見込量

平成21年度から平成23年度の利用実績等を参考に、表6-15のとおりの見込量としました。

表6-15 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数(か所)	30	31	31
利用者数(人)	210	235	260
利用延回数(回/月)	580	655	730

### ③ 見込量の確保策

平成23年度現在、日中一時支援事業提供事業所は30か所あります。放課後等デイサービスが新たに創設されたことから、利用者のニーズを見極めながら必要量の確保に努めます。

## (4) そのほかの任意事業

見込量は設定しませんが、次の事業も本市の任意事業として実施します。これらの事業に

については、ニーズに応じて支給あるいは実施します。

○自動車運転免許取得助成事業

障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。

○自動車改造助成事業

障害のある人が、障害ゆえの必要により、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

○生活支援事業

障害のある人などに対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するためおよび障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

○点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等を発行して、視覚に障害のある人に必要な情報を提供する事業です。

○奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。

表6-16 そのほかの任意事業の第2期実績

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
更生訓練費支給事業	利用者数(人/月)	30	84	62
施設入所者就職支度金支給事業	利用者数(人/年)	1	1	1
自動車運転免許取得助成事業	利用者数(人/年)	2	7	2
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	11	13	15
生活支援事業	利用者数(人/月)	427	436	480
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	開催延回数(回/年)	126	126	126
点字・声の広報等発行事業	発行点数(点/年)	24	24	24
奉仕員養成研修事業	開催延回数(回/年)	130	130	130